

法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

1. はじめに

道路建設業の社会保険等未加入対策について、一般社団法人日本道路建設業協会「以下「道建協」という。）は「社会保険加入促進計画」（平成24年9月10日付）を決定し、同計画等に即して、会員企業等に対し社会保険加入促進の周知活動や社会保険等加入状況調査の実施に取り組んできたところである。

社会保険の加入促進に当たっては、その原資となる社会保険料の事業主負担分（以下「法定福利費」という。）の確保が大きなテーマとなっており、国土交通省から各建設業者団体に対して平成25年5月10日付国土建労第7号「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（以下「国土建労第7号」という。）の通知、要請があったところである。

本通知により、法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用の基本的な考え方などが示されたほか、下請企業から元請企業に提出される標準見積書の取組が開始されたところである。

道建協の会員企業は、元請企業という立場と下請企業という立場が混在しており、さらに同一企業内においても同様な事が存在している。いずれの場合においても法定福利費の確保に向けた適切な対応が求められているところである。

こうした状況を踏まえ、今般、協会では法定福利費の確保の実効性を高めるべく、会員企業が今後取り組むべき事項等を「法定福利費を内訳明示した見積書の活用について」として取りまとめたので、貴社の取り組みの参考とされることをお願いする。

2. 協会の取組

工事での低価格受注は企業体力を低下させるのみならず技能労働者の賃金低下を招いており、その結果、技能労働者の減少や高齢化が進み、道路建設業としての存続を危うくする事態に至っている。道建協は、技能労働者の適正な賃金水準を確保し、労働環境・労働条件の改善を図ることは喫緊の課題として、平成25年5月21日に「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関する決議」を行い、会員企業に要請したところである。

(1) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業への標準見積書提出促進

会員企業は、一次下請企業からの適正な法定福利費を含む見積書の提出促進を明確にするために、一次下請企業に対して見積りを要請する時は、協会が作成した「標準見積書」又は、適正な法定福利費を明示した各社の所定書式により提出するように要請・指導する。

[今後の取り組み事項]

【 標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書を受領する場合の対応留意点 】

会員企業は、一次下請企業が当該見積書を提出してきた場合は、当該見積書を尊重した取扱いを行い、以下の手順に従って受領した当該見積書の法定福利費相当額を協議する。

- ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を明示した見積書の作成・提出を行うよう促す。
- ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する。
- ステップ3 元請企業は、一次下請企業から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準等について説明を受ける。
- ステップ4 元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員（技能労働者）の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

【 元請企業と一次下請企業間で協議する事項および進め方 】

- ① 法定福利費相当額は、原則として当該下請負工事費の内の労務費相当額に社会保険料の事業主負担率を乗じて算出する。これにより「作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額」が算出される。
- ② 当該下請負契約における法定福利費相当額の決定においては、上記「作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額」をベースに、当該工事に従事する直接作業員（技能労働者）の現状の加入率を乗じて算出することを基本とする。
- ただし、今後の加入予定者数が見込める場合は、加入予定者数を含んだ加入率（現状の加入率+加入予定率）を乗じたものを基準値とし、一次下請企業と協議する。

なお、公共工事の中で平成 24 年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事では、適切な法定福利費が予定価格に反映されていることを踏まえ、当分の間「作業員が 100% 社会保険に加入した場合の下請の社会保険料に係る法定福利費の全額」を支払うことを基本とする。

2) 労務費減額の懸念への対応

国土建労第 7 号の当項目では法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げ等の懸念を払拭し、建設業法第 19 条の 3 に抵触しないよう注意喚起を記述している。

「社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う。」

[今後の取り組み事項]

会員企業は、当項目の記載事項並びに建設業法令遵守ガイドラインを踏まえた行動をとるよう、社内の関係部門に周知する。

3) 定型書式の対応

国土建労第 7 号の当項目には「会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、当該定型様式に当該欄を追加するよう要請する。」との記載があり、法定福利費記入欄の追加が求められている。

[今後の取り組み事項]

会員企業は、各社所定の定型書式（見積書書式）の変更については、システム変更の課題もあるが積極的に取り組むものとする。

(2) 関係者への周知啓発

会員企業は、法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知徹底を図ってきたところである。

[今後の取り組み事項]

会員企業は、社内関係者に対しては会議・文書指示等で、下請企業に対しては協力会定時会議等で、現場作業員・職長に対しては朝礼・職長会・安全協議会の場で国交省作成のリーフレット、ポスター（11月配布予定）を活用する等により周知徹底を図る。

3. その他の留意点

(国土建労第7号「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」)

(1) 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

国土建労第7号の当項目は、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の必要性等、基本的な考え方が記述されており、標準見積書の活用等の根幹を成すものである。

この中で「この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です」との記載があるとおり、当該見積書に記載する法定福利費は、下請企業が個々の企業の実態に見合った金額を工事毎に算出するものであり、同じ工種の下請企業が工事下請負契約金額等を基準にして同一の率を乗じて算出するものではない。

以 上

平成25年11月8日

一般社団法人日本道路建設業協会

